

## 高浜町ライフサポートステーション貸教室利用規約

- 1 貸教室の開館日等については次のとおりとする。
  - (1) 貸教室の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。
  - (2) 貸教室の休館日は、次のとおりとする。
    - ① 当館関連行事を行う予定日時
    - ② 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
  - (3) 貸教室の受付日時は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分までとする。
  - (4) 貸教室の利用時間帯については、開館時における午前、午後、夜間の3区分とし、各区分の時間については次のとおりとする。
    - ① 午前は午前9時から正午とする。
    - ② 午後は午後0時30分から午後3時30分とする。
    - ③ 夜間は午後4時から午後8時とする。
- 2 貸教室の利用許可を受けようとする者は、事前に登録が必要となり、来館の上、手続きを行うものとする。また、貸教室の利用予約に当たっては電話でも受け付けるが、利用料の支払いをもって予約確定とする。
- 3 利用予約申請については、利用日の2か月前の日の属する月の1日から利用日までの間とする。
- 4 教室利用許可を決定したときは、申請者に領収証を交付する。
- 5 貸教室利用料金については、下記の表のとおりとする。

	9：00～12：00	12：30～15：30	16：00～20：00
教室①（西側）(39.98㎡)	¥2,500（税別） ¥2,750（税込）	¥2,500（税別） ¥2,750（税込）	¥3,300（税別） ¥3,630（税込）
教室②(鏡付き)(38.31㎡)	¥2,000（税別） ¥2,200（税込）	¥2,000（税別） ¥2,200（税込）	¥2,500（税別） ¥2,750（税込）
ホワイトボード 1台	無 料		
長机 15台	無 料		
椅子 32脚	無 料		
ヨガマット 13枚	無 料		
プロジェクター 1台	¥1,000（税別）／回		¥1,100（税込）／回

- 6 貸教室利用の条件については、各項目のとおりである。
  - (1) 午前、午後及び夜間の3区分のうち連続して2区分又は3区分利用することができる。
  - (2) 教室①と教室②は可動式間仕切りで仕切っているので、間仕切りを収納して両方同時に利用することができる。
  - (3) 楽器、音響機器を使用して利用する者及び運動体操やダンスなどで利用する者については、教室①及び教室②の全面利用とする。

7 利用の取消しを行う際、領収証を持参すれば下記の表に記載したとおり納入した利用料を返還する。領収証がない場合は、返金には応じられない。

条 件	キャンセル料
当 日	100%
13日前～前日 (前日が休館日の場合は、休館日前の営業日までとする。)	50%
14日前まで (14日前が休館日の場合は、休館日前の営業日までとする。)	0%

8 貸教室を利用するとき、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。また、利用許可後に判明した場合には、利用許可を取り消し、又はその利用を停止することがある。

- (1) 公益又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利行為を目的とするとき。
- (4) 当館の管理に支障を及ぼすと認められるとき。
- (5) 災害による緊急事態が発生したとき。
- (6) 申請内容と異なる使用をしている又は予定していることが判明したとき。
- (7) 教室①を火災時等緊急一時避難スペースとして使用しているとき。
- (8) その他当館が不相当と判断したとき。

9 貸教室を利用する者のうち、提携駐車場を利用する者1名(1台)に限り、1時間無料券を交付する。

10 貸教室を利用する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸教室に飲食物を持ち込まないこと。
- (2) 使用時間には、準備や後片付けの時間も含まれているので注意すること。
- (3) 備品や施設を破損・汚損した場合は、必ず申し出ること。
- (4) 施設内及び敷地内で許可なく物品販売、チラシ等の配布、宣伝、貼り紙等  
をしないこと。
- (5) 施設周辺道路に駐車しないこと。自転車を利用する者は、当館南側駐輪場  
を使用すること。
- (6) 貸教室を利用する者は、万一の場合に備えて、非常出口等を確認すること。
- (7) 貸教室に収容人員以上の人員を入室させないこと。
- (8) 机や椅子を使用後は、必ず元の状態に戻すこと。
- (9) ごみは各自でお持ち帰ること。

#### 附 則

- 1 この利用規約は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この利用規約は、令和6年1月1日から施行する。